

平成 28 年度クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金（CEV補助金）
補助金申請受付開始について

平素より大変お世話になっております。

さて、平成 28 年度 CEV 補助金事業は、下記の通り、補助金申請の受付を開始いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 補助金申請受付開始日

4 月 20 日（水）

2. 事業の概要（補助金申請、補助金交付額等）

- ・事業の概要は、別紙をご覧ください。
- ・詳細は、CEV 補助金に関するホームページの「補助金申請はこちら」のメニューからご確認ください。

メニュー	確認できる内容
申請方法	事業のポイント、申請方法、申請書などの様式
補助対象車両一覧	個別車両ごとの補助金交付額

3. 予算について

予算が限られていますので、予算不足となった場合は受付期間を短縮することがあります。予算不足のおそれが発生した場合は、ホームページで随時予算消化状況等をお知らせします。

（注）センターでは予算についてクリーンエネルギー自動車の区分※に応じた予算枠を設定

※クリーンエネルギー自動車の区分：電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、
燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車

【前回の事務連絡（4月6日）でご案内済の内容（再掲）】

i. 補助金申請の対象となる車両の登録日

- ・平成 28 年 3 月 14 日（月）以降に初度登録した車両が補助金申請の対象となります。
※平成 28 年 3 月 11 日（金）以前の初度登録車両は補助金申請の対象とはなりません。

ii. 個別車両ごとの補助金申請書の提出期限

- ・平成 28 年 3 月 14 日～4 月 28 日（4 月最終登録日）の間の初度登録車両の提出期限は、全て 6 月 30 日まで（消印有効）とします。
- ・5 月以降の初度登録車両の提出期限は、以下のルールとさせていただきます。

【個別車両ごとの提出期限のルール】

- ・車両代金の支払いを完了させた上で、初度登録日から 1 か月以内（翌月の前日）まで（消印有効）。
- ・初度登録日までに支払いが完了しない場合は、例外的に、支払を完了させた上で登録日の翌々月の末日まで（消印有効）。

以上

補助事業の概要

(1) 補助金交付額設定の考え方

○購入価格に関係なく「定額」（千円単位）。 ※千円未満切り捨て

○個別車種ごとの補助金交付額の算定方法

- ・当該車種の補助対象経費に補助率を乗じて算出した金額を補助金交付額とする。
- ・ただし補助金交付額の範囲は下記の補助金交付額の上限額以下とする。
また最低額を15千円とし、それを下回る額の補助金は交付しない。

$$\text{補助金交付額} = (\text{補助対象経費}) \times (\text{補助率})$$

※クリーンエネルギー自動車の区分ごとの補助対象経費算出方法と補助率は(2)参照

【補助金交付額の上限額】

クリーンエネルギー自動車の区分	上限額（千円）
①電気自動車	600
②プラグインハイブリッド自動車	
③燃料電池自動車	上限なし
④クリーンディーゼル自動車	150
⑤原動機付自転車	60

(2) クリーンエネルギー自動車の区分ごとの補助対象経費算出方法と補助率

クリーンエネルギー自動車の区分	補助対象経費	補助率
①電気自動車	B × C	1/1
②プラグインハイブリッド自動車		
③燃料電池自動車	A - (D + E)	2/3
④クリーンディーゼル自動車	A - (D + E)	1/4
⑤原動機付自転車	A - E	1/4
A：車両本体価格(税抜) B：搭載された蓄電池容量1kWh当りの補助単価：11千円 C：搭載された蓄電池容量(kWh) D：調整額 ・燃料電池自動車：0円 ・クリーンディーゼル自動車：200千円 E：基礎額 ・当該クリーンエネルギー自動車と同種・同格の一般のガソリン内燃機関自動車（ベース車両）の本体価格に対して、クリーンエネルギー自動車として必要な仕様以外の装備について価格差を調整して算定したベース車両の本体価格。		

(3) その他

- 利益等排除の対象となるのは、自社製造車両について補助金申請をする法人だけになります。補助金申請をする車両の製造会社と資本関係のある法人については、利益等排除の対象外となり、通常の補助金が交付されます。